

くまモン!Pay 加盟店規約

変更後	変更前
第2条 定義 (16) 発行事業者 デジタル商品券を発行する地方公共団体、商工団体その他の事業者であつて、当行が本アプリを通じてその購入および利用の仲介を行う対象となるものをいいます。 (17) デジタル商品券 発行事業者が発行し、当行が本アプリを通じてその購入および利用の仲介を行う電子的な商品券であつて、当該発行事業者が指定する加盟店において対象商品等の代金の決済に利用できるものをいいます。 (18) デジタル商品券残高 利用者が購入したデジタル商品券に係る残高であつて、当該発行事業者が指定する加盟店における対象商品等の代金の決済に利用できるものをいいます。	第2条 定義 (16) 新設 (17) 新設 (18) 新設
第7条 QR 決済	第7条 決済
第8条 デジタル商品券決済 (1) デジタル商品券決済サービスは、発行事業者が発行するデジタル商品券に係る決済であり、加盟店は、自らが当該デジタル商品券に係る発行事業者により対象加盟店として指定されている場合に限り、当該デジタル商品券決済サービスを取り扱うことができます。 (2) 発行事業者ごとの対象加盟店の指定、対象商品等の範囲その他の条件は、発行事業者が定めるところによります。 (3) デジタル商品券決済サービスに係る加盟店手数料は、別途くまモン!Pay ホームページにて定めるところによります。	新設

変更後	変更前
第9条 QR 決済取消 (1) 加盟店は、利用者と合意した場合、決済当日から90日以内に限り、加盟店ポータルを利用して、利用者と加盟店との間の取引を取り消すことができます。この場合、当行は、決済当日から120日以内に利用者のくまモン!Pay アカウントにくまモン!Pay 残高あるいはデジタル商品券残高を返還します。ただし、返還の時点で当該デジタル商品券の有効期限を経過している場合、デジタル商品券決済の取消はできません。 (以下略)	第9条 QR 決済取消 (1) 加盟店は、利用者と合意した場合、決済当日から90日以内に限り、加盟店ポータルを利用して、利用者と加盟店との間の取引を取り消すことができます。この場合、当行は、決済当日から120日以内に利用者のくまモン!Pay アカウントにくまモン!Pay 残高あるいはデジタル商品券残高を返還します。 (以下略)
第10条 QR 決済の利用対象外品目等 (1) 加盟店は、QR 決済サービスを、次の各号に掲げる商品等の販売または提供に係る代金その他の支払いの決済に利用させてはならないものとします。 ① 商品券、ギフトカード、プリペイドカード、収入印紙、郵便切手その他の金券類および前払式支払手段 ② 現金、外貨、小切手、手形その他の支払手段、ならびに送金または資金移動に類する取引 ③ 暗号資産および電子マネー等へのチャージ ④ 有価証券、金融商品、出資、投資その他これらに類するもの ⑤ 金、プラチナその他の貴金属の地金および投資用金貨等 ⑥ 宝くじ、勝馬投票券その他の公営競技の投票券等 ⑦ 借入金の返済、債務の弁済その他これらに類する支払い ⑧ 税金および公共料金(当行が別途認めた場合を除きます。) ⑨ その他利用させることが不適当と当行が判断する商品等	新設

変更後	変更前
(2) 加盟店は、自らの店舗等において QR 決済サービスによる決済を受けるにあたり、第 1 項各号に該当する商品等の決済が行われないよう、必要な措置を講じるものとします。 (3) 第 1 項に違反する決済が行われた場合、当行は、第 9 条に基づき当該決済を取り消し、または第 3 条(4)に定める措置を講じることができるものとします。	

以上